

系統用蓄電池設備に関する全国的な安全基準及び設置基準の策定を求める意見書

近年、再生可能エネルギーの普及に伴い、全国各地で大規模な系統用蓄電池設備の建設が進められている。

しかしながら、これら施設では火災や爆発事故が発生しており、また冷却装置やパワーコンディショナー等からの騒音・低周波音による生活環境への影響も報告されている。令和6年3月には鹿児島県伊佐市の系統用蓄電池設備で爆発を伴う火災が発生し、消防隊員が負傷する重大な事故となった。また、令和5年12月には横浜市立小学校の変電室内で発火し、児童が避難する事態が起きている。これらの事例は、現行制度において安全基準・立地規制・住民説明が十分でないことを示している。

さらに、系統用蓄電池設備では常時稼働する冷却ファンや電力変換装置（PCS）等からの低周波音が発生し、周辺住民から「夜間でも低音が響く」「不快感による睡眠障害が生じている」との苦情が寄せられている。騒音や低周波音は測定値が基準以下でも生活環境に深刻な影響を及ぼすことがあり、立地の在り方を含めた国としての対応が求められる。

国において、早急に検討し、制度整備を図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月8日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 犹守 勝義

提出先

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣